

議案第69号

葛飾区財産価格審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年12月2日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

審議会の会長を副区長から学識経験者に改めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区財産価格審議会条例の一部を改正する条例

葛飾区財産価格審議会条例（昭和28年葛飾区条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「区長」を「葛飾区長（以下「区長」という。）」に、「おく」を「置く」に改める。

第3条中「任命」を「任命し、」に改める。

第4条ただし書中「但し」を「ただし」に、「さまたげない」を「妨げない」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

審議会に会長を置き、第3条第1号の委員のうちから、委員の互選により定める。

第5条第2項中「代表し」を「代表し、」に改め、同条第3項中「とき」の次に「又は会長が欠けたとき」を加える。

第7条第1項中「おく」を「置く」に改める。

第8条第1項中「ひらく」を「開く」に改める。

第9条中「区長」を「、区長」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の葛飾区財産価格審議会条例第5条第1項の規定により会長の職にある者は、改正後の葛飾区財産価格審議会条例第5条第1項の規定により会長が選任されるまでの間、なおその職務を行うものとする。